

# 兵庫県公報

令和7年3月25日 火曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課） …	5
○ 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（同） ……	10
○ 兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（人事課） ……	11
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（同） ……	12
○ 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（同） ……	13
○ 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（同） ……	14
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部 を改正する条例（同） ……	16
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（財政課） ……	17
○ 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（税務課） ……	80
○ 県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部を改正する条例（県民躍動課） ……	84
○ 兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（芸術文化課） ……	85
○ 青少年愛護条例の一部を改正する条例（男女青少年課） ……	86
○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改 正する条例（福祉部総務課） ……	87
○ 兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（医務課） ……	89
○ 兵庫県立農業大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（農業改良課） ……	90
○ 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例の一部を改正する条例（水大気課） ……	91
○ 福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（都市政策課） ……	93
○ <u>建築基準条例の一部を改正する条例（建築指導課） ……</u>	<u>94</u>
○ 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（学事課） ……	95
○ 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（教職員企画課） ……	96
○ 兵庫県立但馬やまびこの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（義務教育課） ……	97
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（企画課） ……	98
○ 県立大学授業料等無償化基金条例（教育課） ……	99

## 公布された法令のあらまし

### ◎知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

宅地造成等規制法の一部改正により、知事は宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定し、これらの区域内で行う盛土等を許可の対象とすること等に伴い、当該許可等の事務を加古川市等が処理することとする等所要の整備を行う。

### ◎個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。

### ◎兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 職員の定年等に関する条例の一部改正により段階的に引き上げられる定年に達する職員が生じることに伴い、知事の事務部局の職員、警察官、警察官以外の警察職員及び病院事業の職員の定数を減員することとした。
- 2 児童福祉司等の配置基準に対応するため、知事の事務部局の職員の定数を増員することとした。
- 3 令和5年度におけるスポーツに関する業務の教育委員会の事務部局からの移管に伴い一時的に知事の事務部局に配置した教職員について、段階的に知事の事務部局の職員への振替えを実施することとし、知事の事務部局の職員の定数を増員することとした。
- 4 サイバー空間における対処能力及び匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化を図るため、

建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

**兵庫県条例第20号**

**建築基準条例の一部を改正する条例**

建築基準条例（昭和46年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 建築物が火熱遮断壁等（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第109条の8に規定する火熱遮断壁等をいう。以下同じ。）で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第7条第4項中「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

第15条に次の1項を加える。

- 2 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第17条の2に次の1項を加える。

- 2 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第24条に次の1項を加える。

- 2 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第25条に次の1項を加える。

- 2 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第27条の3中「及び第27条の8第2項」を「並びに第27条の8第2項及び第4項」に改める。

第27条の8第1項各号列記以外の部分中「法第3条第3項第3号」を「同項第3号」に改め、同項第1号ア中「（政令第109条の8に規定する火熱遮断壁等をいう。以下同じ。）」を削る。

第27条の9第2項中「第12条」の右に「、第15条」を加える。

**附 則**

**（施行期日）**

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

